

■寝たきりや認知症の場合、身体障害者手帳を持っていなくても、所得税や住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

▼所得税、市・府民税の所得控除の障害者控除は、身体障害者手帳・療育手帳などを持つ人に適用されますが、手帳を持たない人でも「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた人は、所得税または市・府民税の申告の際に同認定書を提示することで適用されます。既に認定書の交付を受けている人は、改めて申請の必要はありません。

●「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられる人

65歳以上で、一定の基準に該当する人。下表を参考にしてください。

ただし「身体障害者手帳などを持つ人で既に控除を受けている人」は除きます。

区 分		判断基準と具体的な状態
障 害 者	知的障害者（軽度、中度）に準ずる人	認知症老人の日常生活自立度が、おおむね[Ⅱ a][Ⅱ b]の人＝たびたび道に迷う。買い物や事務、金銭管理など、以前できたことにミスが目立つなど
	身体障害者（3～6級）に準ずる人	障害老人の日常生活自立度が、おおむね[A 1][A 2]の人＝屋内での生活（食事、トイレ、着替え）はおおむね自立。ただし、近所への外出には、介護者が必要
特 別 障 害 者	知的障害者（重度）に準ずる人	認知症老人の日常生活自立度が、おおむね[Ⅲ]以上の人＝屋内での生活（着替え、食事、トイレなど）が上手にできない、時間がかかる。異物を口に入れる、物を拾い集める。徘徊、失禁、大声、奇声を上げる、火の不始末など
	身体障害者（1・2級）に準ずる人	障害老人の日常生活自立度が、おおむね[B]以上の人＝屋内での生活（食事、トイレ、着替え）に何らかの介助が必要。日中も大半は横になった状態であるが、座位は保持できる
	寝たきり老人	6か月程度以上臥床し、食事、トイレなど日常生活に支障のある状態＝一日中横になって生活する。食事、トイレ、着替えのすべてにおいて介護が必要

●所得控除の適用額

《障害者》

所得税＝27万円 市・府民税＝26万円

《特別障害者》

所得税＝40万円 市・府民税＝40万円

※詳しい相談＝宇治市役所 健康生きがい課